

## 確認検査基本手数料一覧表

2025.4.1

### ■建築物及び工作物である自動車車庫の確認検査基本手数料(消費税非課税)

別表第0-1等で算定する床面積		確認				中間検査				仮使用認定		完了検査			
		区分番号				区分番号				住宅等	住宅等以外の建築物	区分番号			
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分1	区分2	区分3	区分4			区分1	区分2	区分3	区分4
(1)	100㎡以内	46,000円	57,000円	93,000円	93,000円	48,000円	53,000円	53,000円	53,000円	63,000円	66,000円	53,000円	59,000円	60,000円	62,000円
(2)	100㎡超 200㎡以内	58,000円	76,000円	100,000円	100,000円	55,000円	61,000円	68,000円	72,000円	84,000円	94,000円	59,000円	70,000円	72,000円	78,000円
(3)	200㎡超 500㎡以内	83,000円	96,000円	133,000円	133,000円	73,000円	90,000円	91,000円	93,000円	102,000円	123,000円	87,000円	96,000円	97,000円	104,000円
(4)	500㎡超 1,000㎡以内	135,000円	140,000円	149,000円	165,000円	92,000円	92,000円	115,000円	115,000円	162,000円	178,000円	102,000円	112,000円	135,000円	148,000円
(5)	1,000㎡超 2,000㎡以内	183,000円	200,000円	222,000円	252,000円	126,000円	126,000円	175,000円	175,000円	209,000円	221,000円	142,000円	151,000円	174,000円	184,000円
(6)	2,000㎡超 3,000㎡以内	201,000円	248,000円	289,000円	310,000円	181,000円	181,000円	226,000円	226,000円	298,000円	303,000円	181,000円	221,000円	248,000円	252,000円
(7)	3,000㎡超 4,000㎡以内	241,000円	292,000円	348,000円	388,000円	214,000円	214,000円	267,000円	267,000円	323,000円	346,000円	214,000円	248,000円	269,000円	288,000円
(8)	4,000㎡超 5,000㎡以内	283,000円	353,000円	405,000円	453,000円	246,000円	246,000円	306,000円	306,000円	345,000円	370,000円	246,000円	258,000円	287,000円	308,000円
(9)	5,000㎡超 6,000㎡以内	—	—	456,000円	498,000円	—	—	346,000円	346,000円	392,000円	423,000円	—	—	326,000円	352,000円
(10)	6,000㎡超 8,000㎡以内	—	—	495,000円	553,000円	—	—	385,000円	385,000円	442,000円	464,000円	—	—	368,000円	386,000円
(11)	8,000㎡超 10,000㎡以内	—	—	522,000円	585,000円	—	—	416,000円	416,000円	483,000円	507,000円	—	—	402,000円	422,000円

### ■建築設備の確認検査基本手数料(消費税非課税)

区分			確認	計画変更(※2)		仮使用認定	完了検査
				直前の確認			
				センター	他機関等		
(1)	建築設備	型式部材等製造者認証を受けたエレベーター等	18,000円	11,000円	18,000円	25,000円	21,000円
(2)	設備	(1)以外のエレベーター等	36,000円	23,000円	36,000円	50,000円	43,000円

### ■工作物(※1)の確認検査基本手数料(消費税非課税)

区分			確認	計画変更(※2)		仮使用認定	完了検査
				直前の確認			
				センター	他機関等		
自動車車庫以外の工作物			48,000円	40,000円	48,000円		56,000円

※1 工作物である自動車車庫を除く。60m超の鉄柱等、20m超の広告塔等、5m超の擁壁は別途見積り。

※2 併願申請において、計画変更時に新たに建築設備・工作物を設置する場合、確認の金額を適用する

※3 住宅等とは、一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅の用途（以下「住宅等の用途」という。）に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上、かつ、住宅等の用途以外の用途に供する部分の床面積が200㎡以下であるものをいう。

### ■区分番号

区分番号	建築物の内容
	次のいずれかに該当する建築物
区分1	(1) 法第6条の4第1項第3号に該当する建築物（住宅等）で、構造計算等を要しない建築物 (2) 法第68条の11第1項の型式部材等製造者の認証を受けた建築物
区分2	(1) 法第6条の4第1項第3号に該当する建築物（住宅等以外）で、構造計算等を要しない建築物 (2) 法第68条の10の型式適合認定を受けている建築物で、同一の構法において法第68条の11第1項の認証を受けていないもの
区分3	住宅等(※3) で、区分1、区分2以外の建築物
区分4	住宅等以外でかつ、区分1、区分2以外の建築物

### ■減額・増額要件

- ・減額要件は、手数料規程別表第0-4による
- ・増額要件は、手数料規程別表第1-1-2、同別表第1-2、同別表第2-2、同別表第3-2、同別表第4-2、同別表第5-2、同別表第6-2及び同別表第9による
- ・センターが必要と認める場合に増額できる手数料は、手数料規程別表第8による

### ■その他

- ・センターが定める届出手数料は、手数料規程別表第7による
- ・各表中の「—」及び上表に定めのない規模は、別途見積りとする
- ・各表中の使用用語の定義は、手数料規程別表第10に定めるところによる
- ・詳細については、手数料規程による

注意：表中の「手数料規程」とは西日本住宅評価センター確認検査業務手数料規程をいう